

## 議第6号

令和7年度金山町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度金山町一般会計補正予算（第13号）について別紙のとおり専決処分したことについて承認する。

### 提 案 理 由

令和8年2月に開催された令和7年度全国高等学校総合体育大会第75回全国高等学校スキー大会において、新庄南高等学校金山校スキー部と新庄北高等学校スキー部の活躍が目覚ましく、その栄誉を祝い記念品や垂れ幕を準備するため、予算調整が生じ早急に補正予算を定める必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和8年3月6日提出

金山町長 佐藤英司

専第3号

令和7年度金山町一般会計補正予算（第13号）の専決処分について

令和7年度金山町一般会計補正予算（第13号）を別紙のとおり定め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年2月18日専決

金山町長 佐藤英司

専第3号の表紙

令和7年度  
金山町一般会計補正予算  
(第13号)

金山町

専第3号

令和7年度金山町一般会計補正予算（第13号）

令和7年度金山町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ356千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,662,445千円と定める。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		2,358,084	356	2,358,440
	1 地方交付税	2,358,084	356	2,358,440
歳入合計		5,662,089	356	5,662,445

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		585,622	356	585,978
	5 保健体育費	108,129	356	108,485
歳出合計		5,662,089	356	5,662,445





2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		地方交付税	2,358,084	356	2,358,440
	1	地方交付税	2,358,084	356	2,358,440
	1	地方交付税	2,358,084	356	2,358,440

歳 入 合 計	5,662,089	356	5,662,445
---------	-----------	-----	-----------

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	356	普通交付税 356

--	--	--

(一般会計)

3 歳 出

(款) 10 教育費  
(項) 5 保健体育費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10					
5					
教育費	585,622	356	585,978		356
保健体育費	108,129	356	108,485		356
2					
スポーツ振興費	4,777	356	5,133		356

歳 出 合 計	5,662,089	356	5,662,445		356
---------	-----------	-----	-----------	--	-----

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報 償 費	122	その他報償 122
12 委 託 料	234	優勝記念等垂れ幕設置委託料

--	--	--

(一般会計)